

さ情審査答申第135号
平成29年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年9月7日付けで貴職から受けた、「安心安全課が保有する東浦和中学校の7月13日付熱中症疑いで中学生5人搬送に関する行政情報 メモ等も含む」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年7月28日付け総危安第682号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち、不開示部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、以下のとおりである。
本件処分を取り消し不開示部分を開示せよ。不開示情報とされた搬送先の病院名は、条例第7条第2号に該当しない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

- 1 危機管理部では、休日・夜間等を問わず、市として対応が必要となる危機が発生した場合(予測される場合を含む。)は、早急に情報を収集し対応

する必要があることから、消防局にて覚知した危機の情報について通報・連絡を受けている。

- 2 本件開示請求に係る文書は、さいたま市危機管理当直実施要領に基づき、業務の引継ぎのために当直の職員が作成した当直日誌、及び東浦和中学校の熱中症で生徒が救急搬送された件について勤務時間外中の平成27年7月13日18時21分、19時14分に消防局から情報提供を受けたものである。なお、翌日が平日であったため、当該文書は危機管理部が引継ぎを受けている。
- 3 異議申立人の請求に対し、上記の情報を特定して、個人情報に該当する情報のうち、報道等で公になっている性別を除いて、搬送者の年齢、搬送先の病院をさいたま市情報公開条例第7条第2号に該当するため不開示として一部開示決定を行った。
- 4 申立人の主張する「搬送先の病院を開示せよ」との主張については、消防局から情報提供を受けたものに記載されていた事項であり、開示した情報に加えて、個人に関する情報である病院名を開示することにより、他の情報と組み合わせると、特定の個人を識別できるおそれがあるため、さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当するので不開示としたのは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件異議申立ては、本件対象行政情報につき、条例第7条第2号の規定に基づき搬送先の病院名を開示しないこととした実施機関の決定に対して、異議申立人が本件処分の取消しとその開示を求めるものである。

実施機関は、異議申立人の開示請求に対し、搬送先の病院名は特定の個人を識別できるおそれがあるため、同号の規定に該当するとして不開示としたものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関は、平成27年7月14日付けで行政情報開示請求があった本件対象行政情報に対し、当直日誌（平成27年7月13日（月）17時15分～平成27年7月14日（火）8時30分）のうち、東浦和中学校5人搬送に関する部分を行政情報として特定した。さいたま市では、休日、夜間等を問わず、市として対応が必要となる危機が発生した場合（予測される場合も含む。）に備えて、危機管理部の職員が当直している。特定された当直日誌は、当直日時、当直者、引継事項等が記載され、同市消防局指令課からの情報提供第1報及び第2報が書類として添付されている。同第1報及び第2報には発生日時（覚知日時）欄に「7月13

日 18時8分」、事故の概要欄に「締め切った室内で演劇の練習中、中学3年生の女性4名が熱中症のような症状を訴えた。」また消防・救急・救助活動状況欄に「消防隊6隊、救急隊3隊 計9隊出場」の記述等がある。これらの情報は異議申立人からの開示請求により既に開示されているものである。異議申立人は、これらの開示に加えて、不開示とされた搬送先の病院名の開示を求めたものである。

(2) この搬送先の病院名を不開示とした実施機関の決定の当否について判断する。

当審査会として前述の情報提供第1報及び第2報にあった発生日時、事故の概要、また消防・救急・救助活動状況に加えて搬送先の病院名が開示されることによって特定の個人を識別できるか否かについては、一般的に否定的に解さざるを得ない。既に開示によって明らかになっている発生日時、事故の概要などは事故がどのような状況で起きたかを示しているが、これに搬送先の病院名が明らかになったとしても普通に、一般人がこれらの要素を組み合わせることで事故に遭った個人、ここでは東浦和中学校の中学生一人ひとりを特定することは困難と考えられる。しかしながら搬送先の病院名が開示されるに至った場合を考えると、事故に遭い、病院に搬送された中学生には特別の心理的影響が及ぶものと思料される。当該病院名が開示されれば、本人にとって過去の事実に触れられ、精神的苦痛を受けるおそれがある。

したがって、条例第7条第2号のうち前段に規定する「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる」には、必ずしも該当するとは言えないにしても、その後段「特定の個人を特定することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」に該当する。よって、同号を根拠に病院名を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月 7日	諮問の受理（諮問第384号）
②	同 年 9月18日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成28年 4月21日	審議
④	同 年 11月17日	実施機関からの意見聴取及び審議

⑤	同 年 1 2 月 1 5 日	審議
---	-----------------	----

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)